

[講演要旨]

寛延四年(1751)の京都地震における被害と対応

西山昭仁(奈良文化財研究所)・原田智也

§ 1. はじめに

近世京都は数度の被害地震に遭遇しており、京都市中に大規模な被害を及ぼした地震については、被害状況や地震像に関する研究が実施されている。しかし、近世京都に小規模な被害を及ぼした地震については、宇佐美・他(2013)で概要が述べられているのみであり、被害状況や地震像に関して詳細な検討はなされていない。これは地震に遭遇した当時の人々の対応についても同様であり、近世京都における小規模な被害地震に関する検討はみられない。

そこで本研究では、寛延四年二月二十九日(1751年3月26日)に発生して京都市中に小規模な被害を及ぼした地震を対象とし、同時代史料にみられる被害と対応の記述に基づいて、被害状況や地震像、地震被害への対応について検討していく。

§ 2. 地震による被害状況

寛延四年二月の地震については、公家や寺社の日記の多くに「未刻頃大地震、其後地震度々有之、夜ニ入も有之」〔植房卿記〕などの有感の記述がみられる。だが、被害に関する記述はあまりみられず、この地震による被害が必ずしも大きくなかった状況を反映している。本研究では、公家や寺社の日記だけでなく、町方の史料からも地震被害に関する記述を抽出し、被害発生場所を特定して、建造物の状態や被害程度を勘案して震度を推定した。

地震による被害については「二条外御米蔵地震ニ而破損」(二条米蔵)〔古久保家文書〕、「御春屋御築地之内、地震ニ而損所」(禁裏御春屋)〔同前〕や、「燈籠等倒、壁壊レ所々損シアリ」(妙法院)〔妙法院日次記〕とある。また、「閑院宮御構築地練堀、地震ニ而損所」(閑院宮屋敷)〔古久保家文書〕や、「二条殿御構門并築地練築地、地震ニ而損所」(二条家屋敷)〔同前〕とある。

これらの史料記述からは、殿舎・堂宇や町家・土蔵の倒潰はみられず、石燈籠が顛倒し、土蔵が破損した程度であり、特に築地堀や練堀の破損が多く生じた状況がわかる。このような地震被害が生じた場所は京都盆地北部から中央部に限られており、ほとんどの場所の被害程度が軽微もしくは小規模であるために、この地震の被害域は京都盆地内に限定される。

また、公家の久我通兄が記した『道兄公記』から、二月二十九日の地震発生後に有感地震が記録された日数についてみると、三月は12日、四月は2日、

五月は2日、六月は2日の有感記録がある。しかしその後、年内は有感地震の記録はみられず、大地震後の有感地震の頻度が低かった状況がわかる。

§ 3. 地震被害への対応

この地震では大きな被害は生じていないが、築地之内や周辺の公家屋敷において、築地堀や練堀が多く場所で破損しており、この被害箇所の修復のために出された入札触が町方に残されている。

築地堀と練堀は場所によって使い分けられており、築地堀は基本的に、禁裏御所・仙洞御所や宮家・撰家のみで使用されていたが、築地之内の禁裏御所に近い場所や主要な街路では、それ以外の公家でも築地堀が使用されていた。また、築地之内に位置する公家屋敷の門や築地堀・練堀については、京都代官によって入札が行われており、中井家の監理の下で幕府の費用によって修理・造営されていた。

入札触は年間を通じ、二条城周辺や築地之内をはじめとして、洛中洛外の諸寺院や公儀橋・町橋などの修復工事に際して出されていた。今回の地震被害の修復に関する入札触もその一環として出されており、地震後約三ヶ月半を経た六月十六日から八月四日にかけて、京都代官より出されている。これらの触書によると、修復工事の請負希望者は、京都代官の小堀政良の屋敷へ出向いて、台帳に基づき仕様を書き写して入札を行い、入札の結果は西町奉行所において翌日もしくは翌々日に発表されたようである。

一方で、『廣橋兼胤公武御用日記』の五月十八日条によると、今回の一連の地震は賀茂山(神山)で起こったとする巷説があり、前年(寛延三年)から今年にかけて、社司などが神山の神木を濫伐したことが原因とされた。

§ 4. おわりに

宇佐美・他(2013)において寛延四年二月の京都地震は、京都盆地の北東部(東山近傍)を震央とするM5.5~6.0の地震と推定されている。これに対して本研究では、京都盆地北部の最近の地震活動を参考にして、盆地北西部の深さ5km付近にMw5.2程度の地震を仮定した。この地震について、司・翠川(1999)の距離減衰式による震度分布は、史料記述に基づく被害発生場所が京都盆地内に限定される状況や、被害状況から推定された震度を概ね良く再現できている。